

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 1 月 14 日（火）第 582 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示	
○県税の申告等期限の指定	（税務課取扱い） 1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い） 1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い） 2
○土砂災害警戒区域の指定（2件）	（砂防課取扱い） 2
○土砂災害特別警戒区域の指定（2件）	（砂防課取扱い） 2
○令和6年度自衛官の募集	（危機管理課取扱い） 4
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 5
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 11 号

鹿 児 島 県 税 条 例（昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号。以 下「条 例」とい う。）第 14 条 第 2 項 の 規 定 に よ り， 令 和 6 年 2 月 9 日 鹿 児 島 県 告 示 第 84 号（県 税 の 申 告 等 期 限 の 延 長）に お い て 別 に 告 示 で 定 め る こ と と さ れ て い る 期 日 の う ち， 次 に 掲 げ る 地 域 に 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 若 し く は 事 業 所 を 有 す る 者 に 係 る も の に つ い て は， 地 方 税 法（昭 和 25 年 法 律 第 226 号）又 は 条 例 に 定 め る 申 告， 申 請， 請 求， 届 出 そ の 他 書 類 の 提 出（審 査 請 求 に 関 す る も の を 除 く。）又 は 納 付 若 し く は 納 入 に 関 す る 期 限 が， 令 和 6 年 1 月 1 日 か ら 令 和 7 年 1 月 30 日 ま で の 間 に 到 来 す る も の に つ い て， 令 和 7 年 1 月 31 日 と す る。

令 和 7 年 1 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指 定 地 域

石 川 県 の う ち 七 尾 市 及 び 羽 咋 郡 志 賀 町

鹿 児 島 県 告 示 第 12 号

土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 に お け る 土 砂 災 害 防 止 対 策 の 推 進 に 関 す る 法 律（平 成 12 年 法 律 第 57 号）第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 指 定 し た 次 の 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 指 定 を 解 除 す る。

な お， 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 表 示 に つ い て は， 次 の 図 の と お り と す る。

令 和 7 年 1 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	市 町 村 名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
---	---------	-----------------------